

土地改良施設更新積立金の設置・管理 および処分に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、この土地改良区が管理する土地改良施設の大規模修繕および施設更新事業等(以下「施設更新事業等」という。)に要する費用のための積立金(以下「積立金」という。)の積立および管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(積立計画)

第2条 土地改良施設更新積立計画(以下「積立計画」という。)に基づき積立てを行うこととする。

2 積立計画は、毎期(5年)見直しの要否の検討を行うものとし、検討の結果、積立計画を変更する場合には、総代会の承認を得なければならない。

(積立金の原資)

第3条 積立金の原資は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地改良事業基金
- (2) 継続事業積立金
- (3) 土地改良施設等償却積立金

(積立方法)

第4条 毎期の積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、総代会にて承認された額を積み立てることとする。

- (1) 本積立金の運用から生ずる収入
- (2) 土地改良施設更新費決済金
- (3) 毎年度の剰余金

(積立限度額)

第5条 積立金は、毎年度、総代会にて承認された積立総額を限度とすることとし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

(取崩方法)

第6条 積立金は、総代会の承認を経て、取り崩すことができる。

2 取崩しを行う場合は、土地改良区が管理する土地改良施設の施設更新事業等に要する費用に充当することに限るものとする。

(管理方法)

第7条 積立金の管理および運用の責任者は、理事長とする。

2 積立金に属する現金は、その目的を示す名称をもってその他の積立金および現金預金とは区分して保管しなければならない。

3 積立金の運用は、規約第43条に掲げる金融機関に預託し、同第52条の規定に準じた方法によるものとする。

4 前項による運用は、第2条に規定する積立計画「3施設更新等の概要」に記載する事業費の支払いに支障をきたすおそれのないものを対象としなければならない。

(会計)

第8条 積立金は、貸借対照表の資産の部の(款)特定資産、(項)土地改良施設更新積立資産の名称を付して計上するものとする。

2 本規程に基づき積み立てた積立金は、他の会計区分に流用してはならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(土地改良施設更新積立金の設置・管理および処分に関する規程)

(細 則)

第10条 この規程に定めるほか、積立金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和3年4月1日より施行する。
2. 従前の「土地改良事業基金の設置・管理および処分に関する規程」ならびに「土地改良施設等償却積立金の設置・管理および処分に関する規程」は、令和3年3月31日付をもって廃止する。

附 則

1. この一部改正は、令和 4年4月1日から施行する。

土地改良施設更新積立計画

1 積立の目的

本積立計画は、この土地改良区が管理する土地改良施設について、大規模修繕および施設更新事業等(以下「施設更新事業等」という。)に係る費用の積立てを行うために必要な事項を定めるものである。

2 積立計画の内容

(1) 積立期間

令和3年度から7年度まで(一期5年)

(2) 積立総額

856,526千円

(3) 積立期間中の毎期の積立額

20,000千円を限度として積立てるものとする。

3 施設更新事業等の概要

本積立計画で予定する施設更新事業等に係る対象施設、費用の概算額および工事の予定時期は、次のとおりである。

(1) 施設更新事業等に係る対象施設

この土地改良区が策定した土地改良施設整備計画(以下「施設整備計画」という。)

のうち、番号1、6、8～9、11～12、15、18～19、22～24に記載されるもの

(2) 費用の概算額および自己負担予定額

この土地改良区が策定した施設整備計画による

(3) 工事の予定時期

この土地改良区が策定した施設整備計画による

4 積立金の積立て・取崩しによる土地改良区収支の影響

積立期間である令和3年度から7年度までの毎年度は、国債の満期に伴い土地改良施設更新積立金利子収入の大幅な減収となる。

市中銀行に対し利率の高い大阪府信用農業協同組合連合会および高槻市農業協同組合においても、近年利率の低下がなされており、現在1億8千万円を国債で運用しているが、満期に伴い2億円を20年国債で運用していく予定である。

以上のことにより、この土地改良区の運営事務費および維持管理事業費への影響をこれまでと同様に与えないようにする。

なお、施設更新事業の実施にあたり、令和3年度から7年度までの期間において、21,907千円から44,455千円(総額163,893千円)の積立金の取崩しを行う予定である。

5 積立額の算定方法

施設更新積立金の利子収入(大阪府信用農業協同組合連合会定期預金においては、奨励金分を含み利率0.17%で算定)を積立目標とする。

また、積立金への積立ては、総代会の議決を得て、転用決済金または毎年度の収支決算における剰余金の一部を積立てることができるものとする。

6 その他

(1) 本積立計画は、每期(5年)見直しの要否の検討を行うものとし、検討の結果、積立計画を変更する場合には、総代会の承認を得なければならない。

(2) 積立金の設置・管理および処分のために必要な規程は、別途理事会で定めるものとする。

附 則

1. この積立計画は、令和3年4月1日から施行する。

(土地改良施設更新積立金の設置・管理および処分に関する規程)